



令和5年8月24日

各位

会社名 株式会社ブロッコリー
代表者名 代表取締役社長 鈴木 恵喜
(証券コード 2706)
IR 問合せ先 取締役執行役員 渡邊 朋浩
コーポレート本部長
(TEL 03 - 6685 - 1366)

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、令和5年7月28日付当社プレスリリース「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に関するお知らせ」(以下「当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなりますので、本日から令和5年9月25日まで整理銘柄に指定された後、令和5年9月26日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所の開設するスタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は当社プレスリリースに記載のとおりです。

① 併合する株式の種類
普通株式

② 併合の割合
当社株式について、2,186,799株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

8,747,196 株

④ 効力発生前における発行済株式総数

8,747,200 株

(注) 効力発生前における発行済株式総数は、当社が令和5年5月29日に提出した第29期有価証券報告書に記載された令和5年2月28日現在の発行済株式総数(8,747,642株)から、当社が令和5年7月28日開催の当社取締役会においてその消却を決議し、令和5年9月27日付けで消却される予定の令和5年7月28日現在当社が所有する自己株式の数(442株)を除いた株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

4 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

9 株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、株式会社ハピネット(以下「公開買付者」といいます。)以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。

当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で当社が買い取ることを予定しております。この場合の買取価格は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様の保有する当社株式の数に、本公開買付価格と同額である1,500円を乗じた金額に相当する金銭を、株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

2. 第2号議案(定款一部変更の件)

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は当社プレスリリースに記載のとおりです。

① 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は9株となります。この点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条(発行可能株式総数)を変更するものであります。

② 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は4株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となって

いる当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）、第8条（単元未満株式の買増し）及び第9条（単元未満株主の権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

- ③ 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者のみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第16条（株主総会参考書類等の電子提供措置）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、令和5年9月28日に効力が発生する予定です。

3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	令和5年8月24日（木）
② 整理銘柄指定日	令和5年8月24日（木）
③ 最終売買日	令和5年9月25日（月）（予定）
④ 上場廃止日	令和5年9月26日（火）（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日	令和5年9月28日（木）（予定）

以上